

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（平成 17 年 4 月施行）の定めにより、事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画を策定する必要があります。

当社においては、社員が仕事と子育てを両立させることができ、また健康で豊かな生活のための時間を確保できることで、社員全員が働きやすい職場環境をつくる。これにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間；平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日
2. 内 容；

《目標 1》

両立支援制度にかかる社内制度運用の充実を図る。

【対策】

○結婚・出産・職場復帰までの諸手続きに関するリーフレットを作成し、その周知を社内報・Eメール等で行なう。

《目標 2》

時間外労働の削減に向けた取り組みを実施する。

【対策】

○役員会で時間外労働実績の報告を行う他、社内会議体を通して、時間外労働削減に向けた意識啓発を図る

《目標 3》

休暇取得を促進する。

夏季休暇(3日)の取得促進。連続休暇の取得促進

【対策】

○休暇取得計画表の活用促進、パンフレットの配付並びにEメール等での啓蒙活動を実施する。

以上